

1964年12月22日(第3期目)

1. 開会並びに散会時刻(午前10時45分~午後4時3分)

2. 出席議員は次の通りである。

席番	氏名	席番	氏名
1番	天久 泰太郎	2番	北 彌 定 亮
3番	天久 盛 雄	4番	柴 富 塚 信
5番	石川 真 六	6番	柳 村 春 興
7番	料 嶺 正 良	8番	石 田 英 正
9番	佐 里 崇 明	10番	又 吉 正 弘
11番	石 川 繁 得	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 昌	14番	柳 村 喜 水
15番	富 城 隆 助	17番	伊 佐 貞 男
18番	中 里 幸 助	19番	武 島 行 男
20番	柳 村 盛 光	21番	古 渡 義 孝

3. 不応招議員は次の通りである。

16番 富 里 敏 行

4. 出席議員は出席議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により職務説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 泰勝	助 役	具 屋 真 毅
収入役	沢 野 安 一	総務課長	松 川 正 隆
財政課長	真 里 裕 伊	住民課長	柳 村 春 信
民生課長	当 山 全 喜	水道課長	国 吉 真 幸
経済課長	伊 佐 友 誠	建設課長	島 谷 昌 栄
消防団長	大 城 仁 幸		

7. 議会事務局の出席者

局長 富 城 光 雄 書記 島 谷 真 由 知 念 善 光

1 1964年12月22日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後4時8分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席									
1番	天久	豪太郎	2番	比	定	亮			
3番	天久	盛雄	4番	安次	富	盛	信		
5番	石川	真大	6番	仲	村	泰	吳		
7番	稻	正	8番	石	田	英	正		
9番	安	里	10番	又	吉	正	弘		
11番	石川	繁	12番	大	川		昇		
13番	伊佐	真得	14番	仲	村	喜	永		
15番	宮	城	17番	伊	佐	真	壽		
18番	中	里	19番	武	島	行	男		
20番	仲	村	21番	古	波	渡	次郎		

3. 不応招議員は次の通りである.

16番 宮里徹行

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員は不応招議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長	仲村	春勝	助	役	具	屋	真	徳
収入役	沢し	安一	総務課長	松川	正	義		
財政課長	奥里	将	佐	民課長	仲	村	泰	信
民生課長	当山	全	水	道課長	国	吉	真	義
経済課長	伊佐	友	畑	設課長	島	袋	昌	栄
消防団長	大城	仁						
		幸						

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由 知念 晋光

3. 議事日程は次の通りである。

- 日程第4. 議案第51号 1965年度直野橋市才入庫出通
加更正予算について
- 日程第5. 陳情第11号 公營保育設置方陳情について
- 日程第7. 議案第52号 直野橋市印かん条例の設定につ
いて
- 日程第8. 陳情第12号 普天間中校区青少年健全育成モ
チ地区指定研究会への助成金交付方について

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定に
よりまして議会は成立致しました。よつて只今より本日
の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～お語り取します。作日に引続き1般質問を本日の第1日
程に上げるのが順当でございますが運営上議案の処理を先
に行いその後に1般質問を行いたいと思ひますがご異議
ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～ご異議がありませんので議事日程に従ひまして日程第4
議案第51号、1965年度直野橋市才入才出通加更正
予算についてを上程致します。御説を省略致しまして提
案者の趣旨説明をお願い致します。

市長～新年度の予算を編成致しましてから政府補助やその他の
支出の面において後助が易返れますのでこれを行なう事
のためにどうしても予算の更正を行なわねばならない事
態が生じまして本案を提案した訳であります。尚各項目に
ついてのご質疑については質問にお答えしたいと思ひま
すので宜しくお願ひ致します。

議長～助役の詳しい説明を求めます。

助役～才入の方で政府支出金の方が産業補助金と~~と~~と

8. 議事日程は次の通りである。

日程第4. 議案第51号 1965年度宜野湾市才入才出過
加更正予算について

日程第5. 陳情第11号 公営保育設置方陳情について

日程第7. 議案第52号 宜野湾市印かん条例の設定につ
いて

日程第8. 陳情第12号 普天間中校区青少年健全育成モ
デル地区指定研究会への助成金交付方について

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定に
よりまして議会は成立致しました。よつて只今より本日
の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～お諮り致します。作日に引き続き1般質問を本日の第1日
程に上げるのが標準ではございますが運営上議案の処理
を先にやるのが良策と見なされますので議案の処理を先
に行いその後1般質問を行いたいと思ひますがご異
議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～ご異議がありませんので議事日程に従ひまして日程第4
議案第51号、1965年度宜野湾市才入才出過加更正
予算についてを上掲致します。脚註を省略致しまして推
案者の趣旨説明をお願い致します。

市長～新年度の予算を編成致しましてから政府補助やその他の
支出の面において変動が見込めますのでこれを執行する
ためにどうしても予算の更正を行なわねばならない事象
が生じまして本案を提案した訳であります。尚各項目に
ついてのご質疑については質問にお答えしたいと思ひま
すので直しく願ひします。

議長～助役の詳しい説明を求めます。

助役～才入の方で政府支出金の方が産業補助金その他と併計

と都市計画事業補助金その他補助金というふうになつて
おりますが産業補助金の方備蓄農購入補助金の
方が政府の補助金でありまして、205\$の減
と云うふうになつておられます。それからじゆびよう既
備補助金の方もこれは政府補助金の確定で628\$の減
というふうになつておられますが、この方は当初予算の方
で組んでありますのは、えん化関係のもので補助対
象になると云うことで、つちの方で計画しましたら政府
の方では従来通りの補助しか出来ない云うふうになり
まして結局628ドルの減というふうな好になつて
おります。それから都市計画事業補助金でございますが
この方は野高、新城線の道路工事費でございますが
当初予算によつて65年度で実施するという予定で組ん
でありましたが、日政援助の都合によりましてどうして
も66年度にやなければいけないと云うので66年度に
実施すべくこの前日米協委員会の方でも現地の方を見
て頂いて66年度というふうになりましたのでこの方
も減と云うふうになつております。それからその他補助
金の方は固定資産評価再関係の補助金が300ドル見
てありますので、これを追加してあります。それから寄
附金の1,500ドルでございますが、この方は特定補助金
になつておまして支出の方の土木事業と関連致しま
して、地元の方の協力を得て土木事業をやつて行き
たいと云うので1,500ドルの寄附金を計上してあります。こ
れは寄附金になつておりますが自主寄附金として見
積んでおる訳でございます。それから繰越金の方が確定
してありますので、4,978ドルを追加計上してあります。繰
取入でございますが、これは政府補助金の内の備蓄農
購入補助金と関連するものでありまして政府の方から、
205ドルの減となつておりますが今年度から分密とう興
業会からサトリキビの養同防除の奨励による補助金と
して211ドル余り補助指針が来ておりますのでこれだけ
追加計上してあります。そして才入におきましては差
引きしまして、16,756ドルの減と云うふうになつて
おります。それから付け加えて申し上げますが去つた11月の

未で市町村交付税の方を確定して発表されております
がこの方からしますと約12,000ドルの減と
云うふうになつております。税金の方でこれだけの減
出来るんじゃないかと云うふうに見ておる訳でございま
すが、この方は今回の追加更正には出してございませ
んが、3月行つてこれをお願いしたいと思つてござい
ます。出の方では1款の繰入金の方で負担金として117ドル
の増になつておりますが、この方は沖繩六市議会の負
担金として82ドルとなつており、この方は寄贈品とし
て8千圓代でございまして、この負担金として50\$
の寄贈品の分担とそれから送料の分担分の12ドルと
云うふうな何かがありまして62ドルと云うふうになつて
おります。それから図書購置の方は、国際情勢資料それ
内外情勢資料の2つの1年分の購置の負担金と云う
ふうになつてございまして、これは6市とも均等に20
ドルと云うふうになつております。それから座掛り買上
陳情書の派遣費として、市町村議会としての負担分が35
5ドルと云うふうになつて計117ドルになつてござい
ます。それから役所費の方で増に315ドルになつてお
りますが、その方は出入の方でも差控しますが292ド
ルが固定資産費になつております。この方は固定資産評
価関係で石がき市の方が前年やや完備しておると云う
ふうな何をお話し申し上げましたが、それについて政府
の方からの何もありません。中央の方とタイアップして石
がき市の方へ2名派遣する事としての旅費として172
ドル、それから同じく固定資産評価関係の臨時人費用
として月30ドルの4ヶ月分として120ドル計上して
あります。それから負担金の方で沖繩連合戸籍事務協
会の負担金が23ドル追加されておりますが、この方は
当初予算の時から来てはございまして、従来政府補助
金でもかかわれておる何でございまして、今年もどうし
ても政府補助金獲得しなければいけないと云うふうな
努力はされておつた様でございまして、どうしても政府
補助金の方が半分減らされた関係でその半分以上を
市町村の方が負担しなければいけないと云う何で今度

の政府補助金の方が確定しましたので追加負担額として計上してあります。土木費の方は、19,503千円の減額となつておりますが、この内先ず入の方で申上げます。これが都市計画事業費の増額、新線の方で工事費の方で28,640千円の減額がある。この増額を引きましてこれだけになつておる訳ですが、1目の道路維持費の方で500千円も追加してありますが、この方は何処の方にも書いてありません。政府補助金、成線の小規模の請負でもつてやりました方がいいんじゃないかと云う何で500千円計上してあります。2目の方が道路新設改良の方に、7,437千円計上してあります。この方は普通天開1区の道路改良費が670千円になつておりますが、この方はオフミツリとの関係でこれだけ配分してもやらなければならない。オフミツリ解除の目安が立たないと云う何からしなければ、670千円の改修工事を見込んであります。それが、次に道路補修工事費と云うふうになつておりますが、この方におおいでいいんじゃないかと考へておられますが、しかし幹線道路だけやつて復線関係の道路に付しても、どうしてこれを完成して行こうというふうなことで先ず入の方の増額の方でもちよつと申上り上げました。どういふ意味から市町村の負担してやっておりますが、この方は従来は補助金の方でもちよつと申上りしております。ただ、どうして補助金の方でもちよつと申上りする方も負担して頂くという何で自主寄付金の形を取らして施工するものは、市の責任においでやるといふような形とつた方がいいんじゃないかと云う事。この方の方計上した方が、その内約1,500千円の方は地元負担の方の話し合いは、成る程度調整してあります。残り約5,100千円程度がこれから何所を決めて行きたいと考へてあります。それから都市計画の方の調査費の1,200千円の増は、これにも書いてあります。通りに関係する

の政府補助金の方が確定しましたので追加負担額として計上してあります。土木費の方は、19,503ドルの減になつておりますが、この方は先考入の方で申し上げました様に都市計画事業費の時高、新城線の道路工事費の方が28,640ドルの減がありますので差し引きしてこれだけの減になつておる訳ですが、1目の道路維持費の方で500ドル追加してあります。この方は附記の方にも書いてあります。政府助成線の小坂領所購負制でもつてやつた方が良いんじゃないかと云う何で500ドル計上してあります。2目の方の道路新設改良費の方に、7,437ドル計上してありますが、この方は普天間1区の道路改修費が670ドルになつておりますが、この方はオフリミツとの関係でこれだけはどうしてもやらなければ、オフリミツ解禁の目安が立たないと云う何からしまして、670ドルの改修工事費を見込んであります。それから次に道路補装工事費と云うふうになつておりますが、この方は大きい路線。幹線道路に付ましては政府補助金をあおいでなければ執行出来ないんじゃないかと考えられますが、しかし幹線道路だけやつて縦横関係の道路に付ましては、どうしても地元とタイアップして市としようもいくらか負担してこれを完成して行こうというふうなことで先考入の方の補助金の方でもちよつと申し上げましたが、そういう意味からして市町村の負担して町の方を良くして行こうを来は補助金の方でもつてやらされておりましたが、この方は従は補助金式の方でもつてやらされておりましたが、どうしても補助金式よりは地元の方にも負担して頂くという何で自主寄付金の形を取りまして施工そのものは、市の責任においてやるといふふうな形とつた方が良くないかと云う事でこつちの方に計上した訳でございます。この方は、7,437ドルとなつておりますが、その内約1,500ドルの方は地元負担の方の話し合いは、或る程度調整してあります。残り約5,100ドル程度がこれから箇所を決めて行きたいと考えております。それから都市計画費の方の調査費の1,200ドルの増はこつちにも書いてあります通りに養護立事業

関係調査新派選費の取費として7,000ドル通知して
 ります。それから報費は同じく5,000ドル通知して
 されておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 所補助工事の調査費は先づ5,000ドル通知して
 マイナス、もしも調査費は先づ5,000ドル通知して
 費は先づ5,000ドル通知して
 かつておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 なつておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 しておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 こす。それから負担金の方は、普通中校区で20
 モデル地区指定の負担金は、普通中校区で20
 計上しておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 設される様になつておきます。そのうち先づ5,000
 にその負担金の分は、普通中校区で20
 行為に於いては、普通中校区で20
 れから地域間の三つは、普通中校区で20
 になつておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 方で検討して、その負担金は、普通中校区で20
 になつておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 5,000ドル通知して、そのうち先づ5,000ドル通知して
 街灯設置補助金として約2,000ドル通知して、
 して、アスファルト舗装出来たので、そのうち先づ5,000
 してもらへば、補助金は、普通中校区で20
 ら災害対策の方は、普通中校区で20
 しておきます。そのうち先づ5,000ドル通知して
 被害がございせんので、そのうち先づ5,000ドル通知して
 あります。それから負担金の方は、普通中校区で20
 ありますが、この方は、毎年最低剰余金の5,000ドル以上

関係調査折衝派遣費の解費として700ドル追加してあ
ります。それから報費は同じく500ドル追加計上
されております。事業費は先づき申し上げました様に収
5府補助工事の減と云うふうになっております。それから
5款の社会及労働施設の方で失業対策の方でプラス、
マイナス、ゼロにはなっておりますが、この方にも
書いてあります様に組み立ててありますが、この失対
業費の方は政府の方と市町村の方が分担して、労働費それ
から資材費、それに事務費の方を率を決めて受持つ様に
なっておりますが、その内事務費の方では備品費の方
も対象になると、又は是非必要であるとうふうな何から
しまして従来、備品費を持っておりませんでしたので、
ここに備品費を持つために組み立てる訳でございます
す。それから負担金の方は普通中間校区青少年全育成
モデル地区指定研究会への補助金として200ドル計上
してあります。この方は別に補助、奨励費が114ドル計上
あります。それから少年会設立負担金として114ドル建
計上してありますが、この方は那覇の方に少年会館が建
設される様になつておりますが、この方は市町村の方
にその建設費のいく分かは負担してもらふ様にしてお
願ひがありまして沖縄の市町村会としましてこれの負担
行為について審議されておりました均等割と人口割と
それから地域割のこの三つでもつて負担しようとする
になつております。その方は更に地区の市町村会の方
方で検討しまして本市の負担額が114ドルと云うふう
になつております。7款の産業経済費は12目の方に、
500ドルを追加しておりますが、この方は本庁通りの
街灯設置補助金として約30セント以内の補助をしま
して、アスファルト補修出来ましたのでそこに街灯設
してもらふべく補助金として計上してあります。それか
ら災害対策費の方は台ふう災害による種々買上費を予定
してございましたが、今年には幸いにしましてそういう
被害がございませんでしたので不用と云う何で減にして
あります。それから財産費の方に2,500ドル組んであり
ますが、この方は毎年慶の最低剰余金の50セント以

上は若本財源造成積立金として積立てて行くというふうな換例がございますのでそれによつて繰越金が4,979ドルもございますのでその約半分として2,500ドルを組んであります。それで支出合計がマイナスの16,756ドルで計の方が437,813ドルと読もうようになっております。

議長～20番議員の出席を報告致します。

議長～本業に対する質疑を求めます。

議長～暫休致します。(午前11時07分)

議長～再開致します。(午前11時25分)

議長～5番議員の出席を報告致します。

5番～支出の負担金の所でありましたが、少年会館設置負担金114ドルの件でお尋ね致します。その設置予定している少年会館はどこにそれは作りますか。設置された場合には仮りに運営はどこに決定されますか。

市長～郡籍に設置される様になつております。

5番～郡籍と申しますのは郡籍市でありますか。

市長～郡籍市に。

5番～私がお聞きしておりますのは設置される場所ではありません。設置された後のその少年会館の管理運営はどこに属しますか。

市長～沖縄の子供を育む会の方がこれを見る様になつて居ります。会長の屋良さんが最初に見えておりました。

10番～休憩中にも話されておりましたが都計課長に対して、229

上は基本財産造成積立会として積立てて行くというふうな条例がございますのでそれによつて繰越金が4,979ドルございますのでその約半分として2,500ドルを組んであります。それで才出合計がマイナスの16,756ドルで計の方が437,813ドルと云うふうになっております。

議長～20番議員の出席を報告致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休致します。(午前11時07分)

議長～再開致します。(午前11時25分)

議長～5番議員の出席を報告致します。

5番～支出の負担金の所ではありますが、少年会館設置負担金114ドルの件でお尋ね致します。その設置予定している少年会館はどこにそれは作りますか。設置された場合には仮りに運営はどこに指定されますか。

市長～那覇に設置される様になっております。

5番～那覇と申しますのは那覇市でありますか。

市長～那覇市に。

5番～私がお聞きしておりますのは設置される場所ではありません。設置された後のその少年会館の管理運営はどこに属しますか。

市長～沖縄の子供を守る会の方がこれを見る様になっていると思います。会長の屋良さんが最初は見えておりました。

10番～休憩中にも話されておりましたが都計事業に対して、229

11ドルの減になつてゐる点について詳しく説明して頂きたいと思ひます。

市長〜この土木費の予算が減になつたのは、こちらの工事を日政補助で本年度でやる予定をしておつたのが、市としてはこの区画整理を市の方でやるというので申請書を出してありますが、政府の方ではこの申請書を今度すく早めに出すとは云つておりましたが、区画整理については旧法と新法とのかみ合せを考へてこれから認可しなければならぬので今校尉していると渡口さんの方ではこの調査の頃まで待つておりましたが、今度のこの事業をやるには区画整理といつせよになりますので、まず区画整理が出来上らないと云うと、日政補助の工事を云うものは特に日政補助でやつてゐる所の工事は非常にうさひので今年度ではそれは無端だから来年度の7月以降にこれをやる事にしてそれまでに区画整理を終わらせる事にしようとするので今年度の予算からは、いわゆる区画整理事業が認可されてこれを完成するまでは政府の日政補助による所の事業として、進められないと云う事になつて来年度の日政補助でやる形にしてそれまでに区画整理事業を完了する様にと云うことになりましたもんで来年度から来年度における所の予算はこれだけ減らすと来年度の日政補助でやる事になつて居ります。従つて今年度にある所のこの予算は減らされたと云う事になる訳であります。要するに区画整理を政府の認可が早く得られて今年度内にこれを消化すべきだつたのが認可がまだおかないでこれが日政補助としてこの工事が進められなかつと云う形で減になつた形になつて居ります。

1.0番〜今先のと答弁の中に区画整理の認可と申されましたが、これは市全体の区画整理の認可ですか、それともこちらの1都約な認可ですか。

市長〜都分です。

1.0番〜では当初予算においてこれだけ計上された当時は当然

11ドルの減になつておる点について詳しく説明して頂きたいと思ひます。

市長～この土木費の予算が減になつたのは、こちらの工事を日政援助で本年度でやる予定しておつたのが、市としてはこの区画整理を市の方でやるというので申請書は出してありますが、政府の方ではこの申請書を今度すぐ早めに出すとは云つておりますが、区画整理については旧法と新法とのかみ合せを考へてこれから認可しなければならぬので今検討していると渡口さんの方ではこの調査の頃まで云つておりましたが、今度のこの事業をやるには区画整理といつしよになりますので、まず区画整理が出来上らないと云ふと、日政援助の工事を云うものは特に日政援助でやつている所の工事は非常にうさひなので今年度ではこれは無瑞から来年度の7月以降にこれをやる事にしてそれまでに区画整理を終らせる機にしようとするので今年度の予算からは、いわゆる区画整理事業が認可されてこれを完成するまでは政府の日政援助による所の事業としては、進められないと云う事になつて来年度の日政援助でやる形にしてそれまでに区画整理事業を完了する様にと云ふことになりましたもんでそれから現年度における所の予算はこれだけ減らすと来年度の日政援助でやる事になつた訳であります。従つて今年度にある所のこの予算は減らされたと云う事になる訳であります。要するに区画整理を政府の認可が早く得られて今年度内にこれを消化すべきだつたのが認可がまだおかないでこれが日政援助としてこの工事が進められなかつと云う訳で減になつた形になつております。

1.0番～先のご答弁の中に区画整理の認可と申されましたが、これは市全体の区画整理の認可ですか。それともこちらの1部的な認可ですか。

市長～部分です。

1.0番～では当初予算においてこれだけ計上された当時は当然道

道路の工事と云うことはこの計画といつしよにもたれた考え方において計上されたと思ふんですが、今になって区画整理のそのものが出来なかつたからこの補助金は減らすと出来ないと云う政府の考え方そして市としては当初予算からこれは区画整理をやると云う前提に立つて計上されたと思ひますが、その出来なかつた理由はどこにありますか。

市長～それは先にも申し上げました様に区画整理は地主組合において市でもつて区画整理事業をやろうと云うのでその申請を出してありますが、政府から一向に認可して頂けませんのでその為に区画整理事業がまだ手を着けられないと云う所でこれがその結果になつた訳でありますこの前はその係の方でもうすぐ早急にそれを認可するかと云う所までは詰合つております。

10番～だから認可が得られなくてしなかつたと云う事は分ります。今まで認可が出来なかつたのはどこに理由がありますか。それについて。

市長～これは政府の事ではありますが、この前のお話してはそれについては旧法と新法が近く變るので両法のかみ合せを良くにらみ合さんといかんからすぐは出来ないで今検討してあるんだと云うことであります。

10番～これは何日頃會つて出来ないと云うことはお分りなされたですか。政府からの出来ないと云う返答は。

市長～出来ないじやない。検討していると云う事で、しかしこの前最後に申し上げた様にすぐ認可の運びにするからとは云つて出来ないとは云つておりません。

10番～いや、この工事がです。

市長～工事がですか。工事がはつきりしたのはこの前の臨時議会の最中に。

10番～市としてはあつとこの郡内に沿うた道路を設置する箇所はたくさんあると思いますが、その辺についてそれに要するべき道路の設置はですね、政府に話された事はあるんですか。

市長～僕はいわゆる1ヶ年間で政府は、米米協賛会が在ったのもおこつた限ですが、あれが去れてからこの調査をずっとやる様になつておりますが、1年後第1回に予定されたのがあれで今度調査するの、米米協賛会のもの調査であります。そしてこれならば上等と云つてこれを決まつたんです。そして政府はこれじや前年度でやるべきものがあつたんだが、こういう関係でまだなら、それじやそれに当てるよと云つて、この前年度はそれじやこのをやるか、あれやるかと云つて見せましたが、大体この中學校に行く所の道路は、これはどうだ手を着せられず、立地の所がうまく行かんと、これもまだ手を着せられず、1ヶ年間で大きくも良ければ中學校に行く道路と今度今新築の真中の十文字の大きな道路三つ位手着けたらと云うと、これは詳細として認められたい。詳細じやないから、それから着天間には残つています。道路は今度後装しておるから、これの真直ぐサウスに又向けての装をしたらと云うことを云つたら、又予算に比較して小さいと云う、いづれにしてもこれが良いと云うんだつたら来年度予定して、これを入れる様にしようがよいと云うので最後の決定の場合には私いつよではないんですが、当局などが見えれば最初の技術者といつしよに開つております。とにかく最後の質問はこれに決つたと云う事を聞いてはつきりしたもんで今更正をやつた限であります。

3番～市長さんは認否の事をおかれておりましたが、区画整理の事業計画の認可申請を出しておられた限でありますか。何件もお出しにたりました。

10番～市としては量つとこの補計に沿うた道路を設置する箇所はたくさんあると願うんですが、その辺についてそれに要るべき道路の設置はですね、政府に話された事がありますか。

市長～実は、いわゆる1ヶ月前で政府は、日米通商協定が生れたのもおこつた訳ですが、あれが生れてからこの調査をずつとやる様になつておりますが、1年後議院に予定されたのがあれで今度調査するの、来年度のもの調査であります。そしてこれならば上等だと云つてこれに決まつたんです。そして政府はこれじゃ前年度でやるべきものがあつたんだが、こういう関係でまだなら、それじゃそれに当てようと云つて、この前臨時議院中で決つています。その間に私としては現年度はそれじゃこれをやるか、あれやるかと云つて見せた所が、大体この中學校に行く所の道路は、これはどうしても福かの所、立の所がうまく行かん、これもまだ手を着けられず、それじゃ手を着けられる部分は予算の額が大きいから、1ヶ所でもなくとも良ければ中學校の行く道路と今度は今新城の真中の十文字の大きな道路三つ位手着けたらと云うと、これは幹線として認められない。幹線じゃなければいけません。それから青天には残つてますの、政府道路今度乗り換へておるから、これの真直ぐサウスタに向けるの乗り換へたこと云うことを云つたら、又予算に比較して小さいと云う。いづれにしてもこれが良いと云うんだつたら来年度予定して、これを入れる様にしようというので最後の決定の場合には私いつよではないんですが、空席などが見えき時は最初は技術者といつしよに圓つております。とつきりしたもんでこれに決つたと云う事聞いてはつきりしたもんで今度の更正をやつた訳であります。

3番～市長さんは認前の事を云われておりましたが、区画整理の事業計画の認可申請を出しておられた訳でありますか何日頃お出しになりました。

建設部長～設計のマスタープランの認可のあつた10⁰以後であり
ます。

3 番～これは議會ではまだ分つておりませんが、議會では分ら
んでも宜しゅうございますか、議會の承認などは要りま
せんか、手続上は我々はまだその区画整理の次程或は
計画なんかはまだ分つておりませんが、一応議會は知
らんでも宜しいですか。

建設部長～

市長～これは当初方針で市の事業としてやると云う。

3 番～だから市の事業としてやろうがやるまいが一応議會とし
て知つておきたいと思いますが、議會は知らんで処置出
来るものであるかどうか。

議長～18番議員の出席を報告致します。

市長～前にも区画整理事業をやると云う事？

3 番～事業計画の内容そのものは我々は全然分らん訳ですね。
しかしすでに設計は出されたと云うんだが、その内容自
体がどうなつているか分らん。

建設部長～マスタープランの後10～15日頃に出したのは、あ
れは法による指定行為を受ける為のものであります、そ
の認可の調定は普通区画整理の場合は1年間は突端出来
ないと云うことになつています、と云いますのは地元の
意志をそん重すると云う意味でその地域に今組合事業で
も出来たらと云う何があります、そういう意味で1年間
は出来ないと云う訳ですが、早急に、若しくはそこに
在るか、若しくは発展の都合から早くやらねやいかん
と云う場合は1年以内で済つても区画整理を指示する事
が出来ると云つております、その矢文によりまして都
市計画の13条をもつてこれで市にさせてくれと云うよ
うな結局市にその事業をさせてくれと云う、結局市に
区画整理事業をさせてくれということでありまして、主
席が宣

建設課長～都市マスタープランの認可のあつた10以後であります。

3 審～これは議会ではまだ分っておりませんが、議会では分らなくても宜しうございせんか。議会の承認などは要りせんか。手続上は我々はまだその区画整理の状況或は計画なんかもまだ分っておりませんが、一応議会は知らなくても宜しいですか。

建設課長～

市長～これは当初方針で市の専業としてやると云う。

3 審～だから市の専業としてやる方がやるまいが一応議会として知っておきたいと思ひますが、議会は知らんで処置出来るものであるかどうか。

議長～18番議員の出席を報告致します。

市長～前にも区画整理専業をやると云う事では？

3 審～事業計画の内容そのものは我々は全然分らん訳ですね。しかしすでに設計は出されたと云うんだが、その内容自体がどうなつてゐるか分らん。

建設課長～マスタープランの後10～15日頃に出したのは、あれは法による指定行為を受ける為のものであります。その認可の調定は普通区画整理の場合は1年間は実施出来ないと云うことになつてゐます。と云ひますのは地元の意志をそん重すると云う意味でその地域に今組合専業でも出来たらと云う何があるか。そういう意味で1年間滞り出来ないと云ひますが、早急に、若しくはそこに滞在とか、若しくは発展の機会から早くやらねやいかんと云う場合は1年以内でも区画整理を明示する事が出来ると云つております。その條文によりまして都市計画の13条をもつてこれに市にさせてくれと云うような結局市にこの専業をさせてくれと云う。結局市に区画整理専業をさせてくれと云うことでありまして、主席が宜

野村前でやりなさいと云うことを解する訳であります
その後事業計画書を作つてくれと、

3 番～その辺の云われる事は良くわかりますが、これは議会の
了解も得ないで単独でそういう事業、大軍でございま
すが、これを政府に提出出来るものであるか、と
云う、それは手続上の問題だとは思いますが、

市長～区員整理をやるといふ事はまず、

3 番～これはどういう機關でどういう組織でやるか、云うよりも
我々分らぬで思ふが、早く政府の承認を得るに、自当り
の考へておんで思ふが、どうして進められるか、と
イふことも分らないで思ふが、その手続上の問題、
と云う事は、議会の議決も分らないで思ふが、非
所に、市民に知らずして、それで、いかん、
所が、もう一件だけ、前年度で、この日、助
で、云う、区員整理、区員整理、区員整理、
つて、去年の予算、前年度、前年度、
の、野村、区員整理、区員整理、
でも、云う、区員整理、区員整理、
も、区員整理、区員整理、区員整理、
就、区員整理、区員整理、区員整理、
い、区員整理、区員整理、区員整理、
云、区員整理、区員整理、区員整理、
来、区員整理、区員整理、区員整理、
や、区員整理、区員整理、区員整理、
が、区員整理、区員整理、区員整理、
云、区員整理、区員整理、区員整理、
な、区員整理、区員整理、区員整理、
予、区員整理、区員整理、区員整理、

野湾市でやりなさいと云うことを命令する訳であります
その後事業計画書を作つてくれと。

- 3 番～その辺の云われる事は良くわかりますが、これは議会の
了解も得ないで単独でそういう事業、大事業でございま
すが、これを政府に提出出来るものであるかどうか。と
云う、それは手続上の問題だとは思いますが、

市長～区画整理をやるという事は、

- 3 番～これはどういう機関でどういう程度でやると云う自体も
我々は分らんですね、早く政府の認可を得るという当届
のお考えであると思うが、我々にも或る程度は予備トラ
インをつかんで無くては、どうして進められるかと
云うことも分らない訳であります、その手続上の問題
と思いますが、議会の我々も分らんと云うのは非常に、
そこに住民に知らず上においてもですね、非常にまずい
所があると思うんですが、それで良いかどうかと云う訳
ですが、もう1件だけ、前年度でこの日政援助をあおぐ
と云う訳で普天間地区の排水が日政援助でまうか云
つて去年の予算でも無かつた事がありますが、あえて
の野湾地区の方は、前年度普天間の排水の、日政援助
でやるんだと云う訳で、2年延期してなかつた、又今年
もこう云う訳ですね、日政援助でこの分はやるんだと
云う訳で今年度の工事をなまつたと云う様な結果、2年
続く訳であります、なぜあえて日政援助にしないかや
ういかん理由があつたかどうかですね、その点去年も
云う面で懸念も組んでそれで普天間の排水工事も組出
来るんだとやつたのが、年度内で執行出来て、とうと
うあれも流しまして、又あれも着工出来てない、今年
やると約束して、現年度の予算にも組んであると思
いますが、しかし今も着工の段階でもないし、又今年
云う面で日政援助を目標にして又今年度も流すと云
う様な2年続いてこの予算を流すと云う事願がで
なせそういう様なあいまいな援助を約束なさるか、
又当初予算を組む場合に、それ以外の方法で折衝出来

かつたかどうかをいう。何かそこに対して當局として、
彌球政府の予算で出来たいと云う何か理由がございますか。

市長～それが容易に出来ないと云う事になると、これは
市自体の予算で大きな補助事業は政府の補助事業として
やる訳です。政府の補助事業は受けてそれによつて日
算でやるんだが、政府は補助事業をやらせてくれるか
政府の補助事業をやらないか、どちらかと云う
と政府の補助を申請して、あなた方は、それが大きいか
らこの方は補助をやつた方がよいと云う向うの附言
でどちらでもどちらでも出来たら、いいんじゃないかと
早めに出る様にして下さいと云うふうには進めたい
訳であります。それと、政府の補助は、どうして進めたい
なつたんだが、その工事をやるにはどうして進めたい
あるし、進めたい理由を先に作つた上で、何で、じゃ、区
区整理事業を市の方で早くやりたいか、早く進めたい
と云うふうには申請を出してあるのぞ、それが出来たい
と今度それをやつて、後で工事が進めたいか、今度
は今まで議事を予定しておつた、年度のものも、これに
はめて今度の予算では、予算を組むと云うふうなかつ
好になつたと云うことです。

3 番～当初予算を組んだ場合にさういう問題も。

市長～当初予算を組んだ時に、区区整理事業はもつと早く出
来るものと、迅速政府としても、早く認可してもらつて
と云うふうな考えで、どちらも出来る、と云う考えで、予算
を組んだ訳ですが。

3 番～あの時、たしか課長の顧問で、政府事業は出来なくても
一応道路の方は、さう或る線に属つて、この工事を進めて
おとすと、さういふ面での予算を必要だと云う様な
説明があつたと聞かれます。しかし今になつて、事業計画を

かつたかどうかをいう。何かそこに対して当局として、
琉球政府の予算で出来ないと言う何か理由がございますか。

市長～なぜそれが容易に出来ないかと言う事になると、これは
市自体の予算では大き過ぎるから政府の補助事業として
やる訳です。政府の補助事業には政府自体の政府の予
算でやるんだが一応は日政援助を受けてそれによつて日
政援助の事業でやるのがありますから、どちらかと云う
と政府に補充を申請して、あなた方のは額が大きいから
この方は日政援助でやつた方がよいと云う向うの助言
でどちらでもこちらは工事が出来たらいいんですが
早めに出来る様にして下さいと云うふうに折衝は進めた
訳であります。それじや日政援助でやろうと云う事には
なつたんだが、その工事をやるにはどうしても埋立も
あるし、道だけ埋立をして先に作つたんでは何だから、
区画整理事業をやつた後じやないかと具合悪いと、じや
区画整理事業を市の方で早くやりたいから認可して下さい
と云うふうに申請を出してあるので、それが出て来ない
と今度はそれをやつて後の工事が進められないから今度
は今まで敷敷を予定しておつた。次年度のものもこれに
はめて今度の予算では、予算を減すと云うようなかつ
好になつたと云うことです。

3 番～当初予算を組んだ場合にそういう問題も。

市長～当初予算を組んだ時には、区画整理事業はもつと早く出
来るものと私達政府としても、早く認可してもらう様
にと云うような考えで、どちらも出来ると云う考えで予算
を組んだ訳ですがね。

3 番～あの時、たしか課長の説明では、政府事業は出来んでも
一応道路の方は、そう云う線に則つてこの工事を進めて
おこすと、そういう面でこの予算を必要だと云う様な
説明であつたと厚んです。しかし今になつて事業計画と

かそいうのが出来なかつたら政府は出来ないと言種
なその以前においての予算を当初予算を組み場合は、
そう取決めをしておいて、今云う様な感じを流す
云う事象が、だからその対して、どうして約束したの
を又当時の課長さんの説明では区整理事業として
てその線に沿うて一応路だけでも早く作ておこうと
云う様な説明だつたと算えておりますが、そういう点
で区整理事業と云うのと、それとの区連があまり
り区整理の認可がまだ、だからそれが補助が出来
と云う事はあざり得ないと思ふんですが、はつきり
は政府としては次年度だと思ふ事に決まつておる位
りますか。政府の種として一応その市町村にいく
流すと大体の予算があると思ふんですが、1丁年流す
おいてそれだけ外の政府補助と云うのが軽くな
ると云う予想をする訳であります、その分だけ案
てこれは前年度で約束したものであるから、それ以外
はまた別にあれとは関係なくして、政府予算をも
外に別方法を次年度に課せんと、この分もセツト
て大体その年度で割ける様な傾向をございまして、
うなつた場合それだけの日政援助を1丁年流すため
に、次年度はそれだけ政府が考慮する市町村の補助
て考慮すると云う事はあつたらそれだけの前年度で
べきものが次年度で補助が減つてくると云うか好
もなりますが、その点も充分年度の折衝で考慮して
いたいと思ひます。

10番～この区画整理事業の出来なかつた理由はどこにありますか。去つた議会において私が質問した際いわゆるその場所はまだ地主との話し合はなされてないと思うがという質問に対して課長はその承諾書はもらつておると、そういうふうに対応されております。その話し合は出来ておりながら政府がまだ認可しないという理由は当局としてまだ進めてないという理由から許可をしないのか。それとも、どこに不備がありますか。その点についてお伺いしたいと思います。

市長～私もの知つている範囲では別に当局に不備があるという事じやなしに区画整理事業については新法と旧法とのかみ合せを良く考慮しなければいけないので、今それを良く検討しているんだという事を聞いただけであります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時50分)

議長～再開いたします。(午前11時52分)

5番～建設課長にお伺いします。先程の説明で区画整理事業の認可申請は都市事業の認可となる10日前に提出なされたというふうな話でしたが、そうでありますか。

建設課長～10日後であります。

5番～10日後に出した訳でありますね。そして市長並びに建設課長の今までの説明におきましては、当初予算に組んであるこの政府補助金の才入予算を削減せざるを得ない理由として区画整理事業が認可される前は補助の支出は出ないところというふうな政府の見解であるという説明でありましたが、そうでありますか。いわゆる当初予算に計上してあるこの予算額は減額更正せざるを得ない理由が政府が補助金支出をしないからでありますが、その理由は政府が補助金の支出をしないという理由は区画整理事業がまだ認可なつていないから、それが理由でありますか。

10番～この区画整理事業の出来なかつた理由はどこにありますか去つた議会において私が質問した際いわゆるその場所はまだ地主との話合はなされてないと思うがという質問に対して課長はその承諾書はもらつておると、そういうふうに回答されております。その話合は出来ておりながら政府がまだ認可しないという理由は当局としてまだ進めてないという理由から許可をしないのか、それとも、どこに不備がありますか、その点についてお伺いしたいと思います。

市長～私の知つている範囲では別に当局に不備があるという事じやなしに区画整理事業については新法と旧部落とのみ合せを良く考慮しなければいけないので、今それを良く検討しているんだという事を聞いただけであります

議長～暫休いたします。(午前11時50分)

議長～再開いたします。(午前11時52分)

5番～建設課長にお伺いします。先程の説明で区画整理事業の認可申請は都市事業の認可がなる10日位前に提出なされたというふうな話してありましたが、そうでありますか。

建設課長～10日後であります。

5番～10日後に出した訳でありますね。そして市長並びに建設課長の今までの説明におきましては、当初予算に組んであるこの政府補助金の才入予算を削減せざるを得ない理由として区画整理事業が認可する前は補助の支出は出来ないとこういうふうな政府の見解であるという説明でありましたが、そうでありますか。いわゆる当初予算に計上してあるこの予算額は減額更正せざるを得ない理由は政府が補助金支出をしないからであります。その政府が補助金の支出をしないという理由は区画整理事業がまだ認可なつていないから、それが理由でありますか

今までの説明ではそういうふうを受取られますが、今私はたしかめておる訳です。そうでありますな。

建設課長～それは前に出した日政援助の場合は政府としても区画整理といつしよによつたら良いという様な内容でありましたが、後で検討して区画整理といつしよにしたら、まずいという事になつた訳であります。それ以後更に最初に11月の8月ですか、現地調査して結局区画整理法に見合せてやらなければいけないから区画整理も認可しようという様な計画が元に戻つた訳であります。

5 番～もう少し理由が多きであれば、そういうふうの説明もしなければいかんはずですが、大体1つか2つ位だと思ひます。従つて政府支出の補助金を当初予定して当初予算に訂上してあつたんだが、現在において、これの減額更正せざるを得ない理由はな辺にありますか明確なる御説明をお願いします。簡單明りように、つまり元程私が伺ひした区画整理事業がまだ認可なつていないから、ここで本年度この補助金を交出する事は出来ない。これがいわゆるこつ子でありますか。私が今お聞きしておるのは、その辺にあるんです。つまり区画整理事業を実施しつやつた方が良いからという事は言葉を變えて實言えれば区画整理事業が認可しなければ区画整理事業そのものに着手出来ない訳ですね。ですから区画整理事業といつしよによつたら好ましいから、だから区画整理事業が認可なつてからやりなさい、そこで本年度これを保留して来年度交出しようという政府の説明はこうでありますか。そうでありますか。それじやそれを念願において1つ答えて下さい。課長の説明に間近に認可なる。間近に認可するという政府はそういうふうについているという説明でありましたが、政府がそういう説明をしたのは何日頃ですか。区画整理事業の認可申請に対して政府が宜野湾市から出された区画整理事業の認可申請には間近には認可するというふうに政府がいうたその時日は何日頃ですか、大体で結構です何月何日頃といった様に大体で結構です。

健試課長～11月23日頃です。

5 番～11月23日前後に政府はそういう事をいわれた訳ですね。そうするとあなたがいう11月23日前後に政府にそういう事を聞かれた場合の間近に認可するというのはあなた自体としては、その間近というのはどの位の期間だというふうに考えていますか、あなたというよりも当局としては、執行部としては政府が間近に認可するという事はどの位の期間の間近というふうにあなた方は受取っていますか。後1ヶ月位の間近といつているのか半年位であるのか。

健試課長～認可申請の書類に関する係りの方から聞きますと2～3日以内にそういう事をいつておりました。ところがそれが

5 番～政府の係りの大抵2～3日以内という、そういう表現で説明された訳ですか。

健試課長～そうです。

5 番～そうするともう1ヶ月も過ぎている訳ですが、2～3日以内に認可すると政府は説明しているのに、この予想に反して1ヶ月以上経過してもまだ認可となっていないんですがそれに対して当局は早く認可ならないかという点について向こうにお伺いした事はありますか。認可なるまで只待つておくという立場にある訳ですか。認可なる事を早く余願して、そして政府に早く認可させるために、その目的で政府に行つた事はありますか。こういうものは私は非常に関心を持って質問しておりますから、真面目にお答え下さい。

健試課長～電話で係りの方にはお願いしてあります。

5 番～そうすると、いわゆる11月23日前後に向こうに行かれて、その時2～3日後には認可出来るだろうというふ

建設課長～11月23日頃です。

5 番～11月23日前後に政府はそういう事をいわれた訳ですね。そうするとあなた方が11月23日前後に政府にそういう事を聞かれた場合の間に認可するというのはあなた自体としては、その間にどの位の期間だというふうに考えていますか、あなたというよりも当局としては、執行部としては政府が間に認可するという事はどの位の期間の間にというふうにあなた方は受取っていますか。後1ヶ月位を間にいつているのか半年位であるのか。

建設課長～認可申請の書類に関する係りの方から聞きますと2～3日以内にという事をいつておりました。ところがそれが

5 番～政府の係りの大体2～3日以内という、そういう表現で説明された訳ですか。

建設課長～そうです。

5 番～そうするともう1ヶ月も過ぎている訳ですが、2～3日以内に認可すると政府は説明しているのに、この字句に反して1ヶ月以上経過してもまだ認可なっていないんですがそれに対して当局は早く認可ならないかという点について向こうにお伺いした事はありますか。認可なるまで只待つておくという態度にある訳ですか。認可なる事を早く急願して、そして政府に早く認可させるために、その目的で政府に行つた事はありますか。こういうものは私は非常に關心を持って質問しておりますから、真面目にお答え下さい。

建設課長～電話で係りの方にはお願いしてあります。

5 番～そうすると、いわゆる11月23日前後に向こうに行かれて、その時2～3日後には認可出来るだろうというふ

うに政府の係官の説明を聞いた訳です。そういう所に聞いた後、そうとう期間が経過しても認可ならぬので電話でいろいろ連絡を取った訳です。そうすると電話で政府にそういう問題について連絡を取った結果あなた方は現在知っている範囲内です。なせ遅れているかという事は連絡取っている以上は分つてはいます。分らないですか。結局先程の2~3日後には認可するといつたのが1ヶ月経過しても認可出来ないという理由には政府はそれなりにあなたから聞かれた場合には、照目じやなくて説明するはずですが、連絡は取られた訳でしょう。

建設課長~これは要請をしている訳です。早くおろしてもらいたい。

5 番~そうすると、こちらから要請はあるが、向からは要請に対して別に意思表示ない訳ですか。

建設課長~向うからはない訳です。

5 番~ない訳です。仮りに今の削減した理由は区画理事業そのものが認可になつてないから、今年度は政府の補助は保留したという事になつておりますが、仮りに今月、その未日までに或は来年の1月の末日まででも繰替です。そういう当りまで区画理事業が認可された場合には、繰替年度一杯6月までには認可申請したはずですが、出来ませうか。1月までに認可申請した場合は、いわゆる1月までに区画理事業に対して政府から認可が理由といればこの補助金は今年度は支出できないという理由といふのは消えてなくなる訳です。補助金は今年度は支出したという理由で区画理事業が認可になつていないから区画理事業に理由が、理由が認可がなければ補助金は今年度に出ないという理由は、認可がなければ補助金は今年度に出ないという理由は、認可がなければ補助金は今年度に出ないという理由はお聞きしたい。業大的考えでは、6月までに行かるといふ2月の末日までに認可になつても充分執行は

うに政府の係官の説明を聞いた訳ですね。そういう所に聞いた後、そうとう期間が経過しても認可ならぬので電話でいろいろ連絡は取った訳ですね。そうすると電話で政府にそういう問題について連絡を取った結果あなた方は現在知っている範囲内ですね、なぜ遅れているかという事は連絡取っている以上は分っているはずですよ、分らないですか。結局先程の2~3日後には認可するといったのが1ヶ月経過しても認可出来ないという理由は政府はそれなりにあなたから聞かれた場合には、無日じやなくて説明するはずですが、連絡は取られた訳でしょう。

建設課長~これは要請をしている訳です、早くおろしてもらいたいと。

5 番~そうすると、こちらから要請はあるが、向からは要請に対して別に意思表示は無い訳ですか。

建設課長~向うからは無い訳です。

5 番~無い訳ですね。仮りに今の削減した理由は区画整理事業そのものが認可になつてないから、今年度は政府の補助は保留したという事になつておりますが、仮りに今月の末日までに或は来年の1月の末日まででも結構です。そういう当りまでに区画整理事業が認可なつた場合には当然年度一杯6月までには充分に執行出来るはずですが、出来ますか。1月までに認可申請やつた場合、いわゆる1月までに仮に区画整理事業に対して政府から認可があればこの補助金は今度は支出できないという政府の理由は消えてなくなる訳です。補助金は今度は支出したいという理由は区画整理事業が認可になつていないからというものが、理由でありますから仮に来年1月までに区画整理事業に対して認可があれば補助金は本年度支出しないという理由はなくなる訳です。それに対して1つ見解をお聞きしたい。素人的な考えでは年度は6月までですか。たとえ12月の末日までに認可になつても充分執行は出

きると思います。その点については1つまごまごしては
いられませんから市長から答へ願います。

市長～只今の御質問、年内或は1月の末日までに認可があれば
6月までには認可されたんだが、今度の更正しない前の
当初の予算の支出は政府は可能であるはずだが、それは
出来るかという御質問だと思いますが、そうございま
すか。

5 番～はい、そうで一応説明して下さい。

市長～それは難しいと思います。と申しますのは日政援助事業はど
うしても年度内で事業を完成しなければならない。然も
それが非常に監査がややこしいので、例年年度中でこ
の日政援助による土木事業を完成することが無理だと思
って政府は今年度の予算では出来ないから来年度の予算でや
ることにして、それまでには区画監理を完了して工事か
かかれる様にしてくれ、それで私もその現場説明の場合
には局長とも良く話して、若し年内に認可が出来るん
であれば、6月までには区画監理事業は完了し得るか。と
念を押しておりましたので、認可がおりたならば計画を
立ててあの中学校の敷地をたんに市の用地だけじゃなし
に請負者の機械までも入れたら半年では大丈夫間に合
います。と答えましたら、それじゃ来年度の7月から工事に
かかれる様に準備を進めようという訳で今の様に
更正された訳です。

5 番～この道路工事に関しては、必要な測量、設計及び工事方
法はいわゆる着手するに必要な前準備は完了していま
すね。

建設課長～完了しております。

5 番～そうすると、この道路工事から、着手というのはいわゆる
現場に行つて直ぐ工事を始める意味の着手であります
それから工事完了までの期間を何日間を予定しているか

きると思います。その点については1つまごまごしては
いられませんから市長から答弁願います。

市長～只今の御質問、年内或は1月の末日までに認可があれば
6月までには認可されたんだが、今度の更正しない前の
当初の予算の支出は政府は可能であるはずだが、それは
出来るかという御質問だと思いますが、そうでございま
すか。

5 番～はい、そうで一応説明して下さい。

市長～それは難しいと思います。と申しますのは日政援助事業はど
うしても年度内で事業を完成しなければならない。然も
それが非常に監査がややこしいので、到底本年度中でこ
の日政援助による土木事業を完成することが無理だと見
て政府は今度の予算では出来ないから来年度の予算でや
ることにして、それまでには区画整理を完了して工事か
かかれる様にしてくれ、それで私もその現場説明の場合
には局長とも良く話して、若し年内に認可が出来るんで
あれば、6月までには区画整理事業は完了し得るか。と
念を押しておりましたので、認可がおりたならば計画を
立ててあの中学校の敷地みた様に市の機械だけじゃなし
に請負者の機械までも入れたら半年では大丈夫間に合
います。と答えましたら、それじゃ来年度の7月から工事
にかかれる様に準備を進めようという訳で今の様な方向で
更正された訳です。

5 番～この道路工事に関しては、必要な測量、設計及び工事方
法はいわゆる着手するに必要な前準備は完了しています
ね。

建設課長～完了しております。

5 番～そうすると、この道路工事から、着手というのはいわゆる
現場に行つて直接工事を始める意味の着手でありますか
それから工事完了までの期間を何日間を予定しているか

準備出来ておれば、所要日数というのは、そこに出て
はるはずで、着手から工事の完了までにその期間とい
うのは、そこに設定しているはずで、1年であるのか、
5ヶ月であるのか。

建設課長～工事でも盛地工事、道路工事、下水工事等ありますけ
れども、その中で盛地工事だけは大体予定はしてありま
す。それから道路工事、排水工事については今の所まだ
どの位という予定はしてありません。

5 番～私がお聞きしたい点は、この追加更正予算の案件で削減
される22,912\$に関係する道路工事

建設課長～これは政府の調達が済んでおりますので、着手となれ
ば3ヶ月位はかかると思います。

5 番それならば所程の市長の答弁とくい違いがあります。1月
末日までに政府から認可なつても翌年度内には不可能
だということでしたが、1月末に認可なつても、2、3
4、5、6、5ヶ月あります。然しあなたの今の答弁で
は3ヶ月位で出来るという、どちらの答弁が正しいで
すか、統一して答弁して下さい。

市 長～今の課長の3ヶ月と石川議員の3ヶ月に違いがある
と思います。というのは課長は盛地工事は分けな
いで、道路工事だけを着手してからというように話して
おります。

5 番～私は削減する22,912\$,これに該当する工程の期間とい
うふうに押してあります。間違いだとなれば当洞であつ
て私ではありません。

市 長～だから課長のいうのは道路工事だけをいつておるんじや
ないかと思ひます。道路工事をやるにはその前に盛地工
事があります。おそらく盛地工事でも3ヶ月以上、道路
工事でも3ヶ月以上かかると思ひます。要するに6ヶ月
以上かかると思ひます。課長の3ヶ月というのは、後

準備出来ておれば、所要日数というのは、そこに出ているはずで、着手から工事の完了まではその期間というのは、そこに設定しているはずで、1年であるのか、5ヶ月であるのか。

建設課長～工事も盛土工事、道路工事、下水工事等ありますけれども、その中で盛土工事だけは大体予定はしております。それから道路工事、排水工事については今の所まだどの位という予定はしてありません。

5 番～私がお聞きしたい点は、この追加更正予算の案件で削減される22,912\$に關係する道路工事。

建設課長～これは政府の測量が済んでおりますので、着手となれば3ヶ月位はかかると思います。

5 番それならば先程の市長の答弁とくい違いがあります。1月末日までに政府から認可なつても到底年度内には不可能だということでしたが、1月末に認可なつても、2、3、4、5、6、5ヶ月あります。然しあなたの今の答弁では3ヶ月位で出来るという、どちらの答弁が正しいですか。統一して答弁して下さい。

市長～今の課長の3ヶ月と石川議員の3ヶ月にくい違いがあると思えます。というのは課長は盛土工事は分けなくて、道路工事だけを着手してからというふうに話しております。

5 番～私は削減する22,912\$,これに該当する工程の期間というふうに押してあります。間違いだとなれば当局であつて私ではありません。

市長～だから課長のいうのは道路工事だけをいつておるんじゃないかと思えます。道路工事をやるにはその前に盛土工事があります。おそらく盛土工事も3ヶ月以上、道路工事でも3ヶ月以上かかると思えます。要するに6ヶ月以上かかると思えます。課長の3ヶ月というのは、後

の道路工事だけをいつているのではないかと思いますので、そのように御了承願います。

5 番～結局 22,912^千削減なっておりますのは、あの道路工事を完成するまでの必要な金額でありますね。これはいわゆる見張り金額でありますね。

市長～区画整理から道路工事までという訳です。

5 番～則でしょう区画整理は、道路だけでしょう。

市長～はい道路だけです。

5 番～ですから、この 22,912^千はですね。道路工事の見張り経費でありますか。これをやるにはどうしても、これといわゆる区画整理は関連はしますが、どうして区画整理と一緒でなければこれは出来ない訳ですか。

市長～これは金を余計かけたら出きる訳です。というのはこの前も議員さんが言われた様に、若し区画整理をしないで道路工事を知にやつた場合に感生の方だけでも、これだけの費用になりますよといつて無感があるから区画整理を先にする方が良いんだ。又道路だけ感生で高くした場合にはあなたも機械を入れて均すにも困るはずだ。それは金を余計かけたら出来るんだが、然し無感のない様にするには政府の言われる様にした方が良く、こういうふうな事になっております。

5 番～関連しますので、1点お伺いします。政府支出の都市計画事業に対する補助金は当初予算で 39,312^千計上されておりますが、この 39,312^千というのは本日の案件に予定されているこの 22,912^千の原案と 15,000^千余りのいわゆる菅野間地内排水路歩道工事費というのがあります。これは区画整理とは何等関係はございませんか。

の道路工事だけをいつているのではないかと思いますので、そのように御了承願います。

5 番～結局22,912\$削減なっておりますのは、あの道路工事を完成するまでの必要な金額でありますね。これはいわゆる見積り金額でありますね。

市長～区画整理から道路工事までという訳です。

5 番～別でしょう区画整理は、道路だけでしよう。

市長～はい道路だけです。

5 番～ですから、この22,912\$はですね。道路工事の見積り経費でありますか。これをやるにはどうしても、これといわゆる区画整理は関連はしますが、どうして区画整理と一語でなければこれは出来ない訳ですか。

市長～これは金を余計かけたら出きる訳です。というのはこの前も渡口さんが言われた様に、若し区画整理をしないで道路工事を先にやつた場合に盛土の分だけでも、これだけの費用になりますよといつて無だがあるから区画整理を先にする方が良いんだ。又道路だけ盛土で高くした場合にはあなたは機械を入れて均すにも困るはずだ。それは金を余計かけたら出来るんだが、然し無だのない様にするには政府の言われる様にした方が良く、こういうふうなことになっております。

5 番～関連しますので、1点お伺いします。政府支出の都府市町区事業に対する補助金は当初予算で39,312\$前上されておりますが、この39,312\$というのは本日の案件に予定されているこの22,912\$の原案と15,000\$余りのいわゆる晋次間地内排水路歩道工事費というのがあります。これは区画整理とは何等関係はございませんか。

建設課長～関係ありません。

5 番～つまり政府がいう所の補助金の支出は本年度において、出来ないという理由であります。それとこの39,312\$の中の参道工事費とは何等関係はない訳ですね。

建設課長～はいありません。

5 番～はい分かりました。

議長～留休いたします。(午後12時12分)

議長～再開いたします。(午後2時10分)

議長～17番議員の出席を報告いたします。

5 番～才出の面で都市計画費500\$の謝礼金が計上されておりますが、説明をお願いします。

助役～この方は独立事業が街との関連におきましての附記欄の方にも書いてあります通りに、謝礼金と街雑費ということになっております。

5 番～対象は主にどこですか。

助役～対象は独立関係のための金ということで、対象の方はどことは限定されていません。

5 番～然し或る程度対象を想定されての上での計上と思いますが、まだ具体的に想定しないで、一応必要だろうと思つての計上ですか。

助役～そうです。

5 番～5日の22郎の才出説明願います、戸籍事務協議会ですか、~~さきほど~~か。これはどういったものですか。

建設課長～関係ありません。

5 番～つまり政府がいう所の補助金の支出は本年長において、出来ないという理由であります。それとこの39,312\$の中の歩道工事費とは何等関係はない訳ですね。

建設課長～はいありません。

5 番～はい分かりました。

議長～暫休憩いたします。(午後12時12分)

議長～再開いたします。(午後2時10分)

議長～17番議員の出席を報告いたします。

5 番～才出の面で都市計画費500\$の謝礼金が計上されておりますが、説明をお願いします。

助役～この方は埋立專業折衝この関連におきましての附記欄の方にも書いてあります通りに、謝礼金と折衝費ということになっております。

5 番～対象は玉にどこですか。

助役～対象は埋立関係のための金ということで、対象の方はどことは限定されておられません。

5 番～然し或る程度対象を想定されての上での訂上と思いますが、まだ具体的に想定しないで、一応必要だろうと思つての訂上ですか。

助役～そうです。

5 番～5目の22頁の才出説明願います。戸籍事務協議会ですか、~~それ~~。これはどういったものですか。

助 役 ~ この方は戸籍事務の方は委任事務になっておりますが、市町村の方で取扱うことになっておりますので、その戸籍事務を取扱う上においての総合研究ということになるわけですが、これは先も申し上げました通り政府の方の補助金でもつて従来はまかなわれておつた訳でありました。と申上げますのは従来戸籍整備というものが行われて来ておつた訳であります。そういう面からしまして政府の方で補助金を出して運営されて来ておつた訳でございますが、然し戸籍整備も一段落つく様になりまして、これからは日々の業務研究というふうなところで政府としては戸籍整備の方は一応一段落ついたということと全額これを政府が負担するという訳には行かないということと政府の方の補助が半減しましたので、その半減した分を各市町村が負担するというふうになっております。

15番 ~ 雑収入の4日補助金です。何か条件がついてますか。

助 役 ~ 別に条件はついておりません。分密とう興業会の方でもとう業興というふうな面から市町村の方で不自由している面について何とか上げてあげたいということで、特に興状かんばによつて病舎ちゆうが相当増しましたので各市町村とも相当の経費を投じてその病舎ちゆうの共同病舎に当つて来た訳でございます。これに対する補助の趣意になつておりまして、別に条件はついておりません。

15番 ~ これは反当りとか。その算定の基礎になる資料なんかありませんか。

助 役 ~ 実績実績の方は病舎ちゆう病舎の実績を出してあるのであつて、またどつちかと申しますとそれは直接分密とう工場会の方では各市町村の方にいくらの経費があるということとは分つておりますが、これの方について

助 役～この方は戸籍事務の方は委任事務になっておりますが、市町村の方で取扱うことになっておりますので、その戸籍事務を取扱う上においての総合研究という面からして沖縄全島の戸籍事務取扱者の方の研究費ということになる訳ですが、これは先も申し上げました通りに政府の方の補助金でもつて従来はまかなわれて来ておつた訳でありました。と申し上げますのは従来戸籍整備ということが行われて来ておつた訳であります、そういう面からしまして政府の方で補助金を出して運営されて来ておつた訳でございますが、然し戸籍整備も一段落つく様になりまして、これからは日々の業務研究というようなところで政府としては戸籍整備の方は一応一段落ついたということで全額これを政府が負担するという訳には行かないということで政府の方の補助が半減しましたので、その半減した分を各市町村が分担するというふうになつてい

15番～雑収入の4目補助金です。何か条件がついていますか。

助 役～別に条件はついておりません。分密とう興業会の方でもとう業振興というふうな面から市町村の方で不自由している面について何とかして上げたいということで、特に興状かんばによつて病畜ちゆうが相当発生しましたので各市町村とも相当の経費を投じてその病畜ちゆうの共同防除に当つて来た訳でございます、これに対する酬おん町の意味になつておりまして、別に条件はついておりません。

15番～これは反当りとか。その算定の基礎になる資料なんかありませんか。

助 役～実績実績の方は病畜ちゆう防除の実績を出してあるのであつて、またどつちかと申しますと実績そのものは直接分密とう工場会の方では各市町村の方にいくらの生産があるということはおつておりますが、これの方について

はトの歌に対してやっているのか、又病音ちゆう除の
実績についてやっているのか、はつきりしておりせん
が、本市としては病音ちゆう共同防除の実績について
広告はしてあります。それに他の面も加味されている
かは分かりません。

15番～もう1点1目です。才出の32の方菅天間中校区管
少年健全育成会が地区指定の研究会への補助金です。
それを当局としてはどういふふうにお考えですか、私の
考えによれば、これは当然政府が全額負担して政策的に
やつてやるべき問題であると思ひますが、それを政府（
文教局）はたつた180\$の補助をやつて、只です。ねひな
ん弱な財政の市町村に負担をかけたということにな
つていふと、当然本市の管少年の健全育成という観
からすれば、これは結構なことではあります。然しな
らば通してもらいたいと思ひます。こういつたものを
単に市町村とかは地域団体のもちこは協力をする
のは当然でありますけれども、どつちかという、これ
は国家的なもので政府がやるべきが、当然だと思ひ
ます。然し政府の補助金というはたつたの180\$で市
町村に負担を多くして行くということは、これはさ
う思ひます。その辺の事を市長さんにも聞
いたかたつたんですが、こういつた事をたまたま
に考へます。こういつた面はもち補助するといふ
意味ではありませぬけれども、もつと強く市町村
に問題を提出いたしまして政府に当つて
を要いたします。

助 役～この問題につきましては、御指摘の様に政府の担
に政府の費用でまかなわれべきものであると思われ
てはありますが、青少年問題の健全育成の件につきま
しては文教局だけにとどまらず政府の方でも内務局の方
も一括して取つておられますが、今更の場合は文教
指定というふうになっておられて、ど
市町村は受身といふこと

はトシ額に対してやつているのか、又病者ちゆう防除の
実績についてやつているのか、はつきりしておりません
が、本市としては病者ちゆう共同防除の実績については
広告はしてあります。それに他の面も加味されているか
は分かりません。

15番～もう1点1目です。才出の22郎の方普天間中校区青
少年健全育成モデル地区指定の研究会への補助金です。
それを当局としてはどうふうにお考えですか。私の
考えによれば、これは当然政府が全額負担して政策的に
やつて然るべき問題であると思いますが。それを政府（
文教局）はたつた180万の補助をやつて、只ですれひ
ん弱な財政の市町村に負担をかけているということにな
つていると。当然本市の青少年の健全育成という観点か
らすれば、これは素晴らしいことではあります。然しす
じは通してもらいたいと思うんです。こういつたものを
単に市町村とか或は地域団体のもち論これは協力をする
のは当然でありますけれども、どつちかという、これは
国家的なもので政府がやるべきが、当然だと思いが
然も政府の補助金というはたつたの180万で市町村
に負担を多くして行くということは、これはこう議して
然るべきだと思ひます。その辺のことを市長さんに聞き
たかつた訳ですが、こういつたケースがたまたまある機
に考えます。こういつた面はもち論補助するという意味
ではありませんけれども、もつと強く市町村長会あたり
に問題を提起いたしましたして政府に当つてもらいたい
ことを要望いたします。

助役～この問題につきましては、御指摘の様に政府の指摘による
活動でありますので、当然その費用そのものは全面的
に政府の費用でまかなわれるべきものであると思われ
る訳でありますか。青少年問題の健全育成の件につきま
しては文教局だけにとどまらず政府の方でも内務局の方
でも一括して取扱つておりますが、今度の場合は文教局の
指定というふうになつておまして、どちらかという
市町村が受身という事になります。市町村は受身といふこと

になつておりまして補助金のあり方からしても受身の方
からの補助金ということは、どうも都合悪い点もあるん
じやないかとも考える訳であります、益し青少年問題
は政府が負たしよすが、しまいが市町村としてもその健
全育成の面にやつて行くべきじやないかとも思います、
そういう観点からしまして幸いにして、政府の指定は受
けましたものの普天間中校地区の方がそういう研究会を
もつて青少年問題と取つ組んでもらつて地域社会の必
じよう北、明るいまつくりというふうな研究会が
いますので、その一助という観点からして、ここに計
上してある訳でございます。

15 番～もち論この補助して行くという自体は問題はない訳であ
りますが、やはりすじを通してやるべきだという訳です
~~それ~~それからもう1点、才出の方の旅費でございます
が、この連立関係の調査員派遣ですが、これはどこへ
派遣する訳ですか。

助 役～これは調査研術ということになつておりまして、現段階
においては本土の方、政府はもち論でございますが、民
間関係をそういうふうなことを想定いたしまして計上して
あります。

7 番～土木費の道路維持修繕費であります、24 却う0 きの
増になつていますが、政府の助成額というのは大体どう
いう所になつていますか。

助 役～これは2～3箇所或は4～5箇所というふうに政府補助
事業として路線関係の工事がやられておりまして、その
維持管理面において路面修理だけでしたら今までの所は
その地域の協力を得てやられておる訳ですが、路面だけ
の問題じやなくして非水関係の方もございまして、そ
ういふのは直該地域の方でやつてもらふ、或は市直營で
やるという訳には行きませんので、従来工事請負費とい
うのがありませんでしたので、單なる原材料費と借料類
料だけ計上してあつた訳でございますが、ズバ小さい

になつておりました補助金のあり方からしても受身の方からの補助金ということは、どうも工合悪い点もあるんじゃないかとも考える訳ですが、然し青少年問題は政府が負うべきですが、しさいが市町村としてもその健全育成の面にやつて行くべきじゃないかとも思います。そういう観点からしまして幸いにして、政府の指定は受けましたものの普天間中校地区の方がそういう研究会をもつて青少年問題と取組んでもらつて地域社会の必じよう化、明るい町づくりというふうに研究会が満足していますので、その一助という観点からして、ここに計上してある訳でございます。

15番～もち論この補助して行くという自体は問題はない訳ですが、やはりすじを辿してやるべきだという訳です。~~その~~それからもう1点、才出の方の旅費でございますが、この連立関係の調査員派遣ですが、これはどこへ派遣する訳ですか。

助 役～これは調査折衝ということになつておりました、現段階においては本土の方。政府はもち論でございますが、民間関係そういうふうなことを想定いたしました計上してあります。

7 番～土木費の道路維持修繕費であります、24期50%の増になつていますが、政府の助成額というのは大体どういふ所になつていすか。

助 役～これは2～3箇所或は4～5箇所というふうに政府補助事業として路線関係の工事がやられておりました、その維持管理面において路面修理だけでしたら今までの所はその地域の協力を得てやられておる訳ですが、路面だけの問題じゃなくして排水関係の方もございすので、そういうのは直張地域の方でやつてもらふ、或は市直営でやるという訳には行きませんので、従来工事請負費というのがありませんでしたので、単なる原材買と借料損料だけ計上してあつた訳でございますが、~~と~~小さい

工事としても請負でやつた方がうまい工合に行くんじや
ないかという訳で今度新に工事請負としてら00\$計
上してある訳であります。これは政府補助工事の場合に
は補助金等の適正化に関する立法でもござい。これでもつて
工事においても、また物件についても或る一定年限は設
けられないとか、又責任もつて維持管理しなければ出来
ないというふうなこともなつておりますので、政府補助工
事というふうにはなつてはいる訳ですが、蓋しこれは主に
幹線道路或は政府補助事業による道路排水というふう
に計上してある訳です。

4番～只今の下の農道新設改良費の工事は経費であります
が、その工事箇所はどこでありますか。

助役～これも一寸御説明申上げた訳ですが、大きい工事はやな
くして、大きい工事の場合には政府の補助を受けてしか
出きませんので、小さい工事について何とかして地元から
協力を得てきれいにすることは出来んかという考えから
しまして、概しく計上してある訳であります。その内に
約1,500\$程度分としましては地域の方でもいくら負
担してもらつと、この負担額については、約20%は地
域が負担して半額はその市の方が負担するという様な
契約を結んでいる訳であります。1,500\$分については今の所
はずらん通りから入つた所の天橋の割の道分、
その分は半額が地元が出すというふうな話はつけてあり
ますが、その他の約200\$についてはそういう箇所を
出来るだけ、ほかにの方を考へてやっておりますので、路
面維持ではありません。そういう意味で地元の協力を得
て何とかしてやつていきたいと思つておりますが、他の
所についてはまだ指定の方はしてありません。

4番～大変意欲的な構想で結構だと思つて、力強く考へてお
ります。前にタームの問題が出ておりましたが、その
問題の研究も大分進んで来たと思つて、それとの問題
です。ね、この予算でもつと効果的な価値をあらしめ
るためにタームの問題も良いという様な話もあり

工事としても請負でやつた方がうまい工合に行くんじやないかという訳で今度新に工事請負費として500万円計上してある訳であります。これは政府補助工事の場合には補助金の適正化に関する立法ですか。これでもつて工事においても、また物件についても或る一定年限は譲渡出来ないとか又責任もつて維持管理しなければ出来ないというふうな事になっておりますので、政府助成工事というふうに認めてある訳ですが、然しこれは主に幹線道路或は政府補助事業による道路排水というふうに計上してある訳です。

4 番～只今の下の費目道路新設改良費の工事は装費でありますか、その工事箇所はどこでありますか。

助 役～これも一寸御説明申し上げた訳ですが、大きい工事じやなくして、大きい工事の場合には政府の補助を受けてしか出きませんので、小さい工事について何とかして地元の協力を得てきれいにすることは出来んかという考えからしまして新しく計上してある訳であります。その内に約1,500万円程度は分としましては地域の方でもいくらか負担してもらつと、この負担額については、約50%は地域が負担して半額は市の方が負担するという様な契約をしている訳であります。1,500万円分については今の所すずらん通りから入つた所の天洞ビルの側の道の分で、その分は半額は地元が出すというふうな話をつけてありますが、その他の約5,200万円についてはそういう箇所を出来るだけ、は装の方を考えてやつておりますので、路面維持ではありません。そういう意味で地元の協力を得て何とかしてやつていきたいと考えておりますが、他の所についてはまだ指定の方はしてありません。

4 番～大変意欲的な構想で結構だと思ひます。力強く考えております。前にタームは装の問題が出ておりましたが、その問題の研究も大分して来たと思ひますが、それとの問題ですね。この予算でもつどと効果的な価値をあらしめるためにタームは装の問題も良いという様な話もありま

したが、それについてはどうお考えですか。

議長～6番、8番、14番、10番議員の出席を報告します。

助 役～タールほの件につきましては、技師もそういう研究
会がある際深慮しているの良いたが、今この所車
の通らんなで或る程良いじやないかといふ所
うにわけては、維持・長持ちという点からしましては、研
究して行く役指でないかといわれておまして、特に政
府としてもそういう研修会とか、そういうことをもつて
まだ政府自体としてもテストコース的に実施されたとし
はございませぬが、成案についてはまだ出ておりませぬし
また聞く所によりますと本格の方は、金銭的に一挙も
にも出来ないものだから簡便法として、そういうふうなも
のも取り挙げられているんだが、やつて見れば、ど
う思われないかということも聞いておるので、ど
う思われるかと、一挙に本格をやるといふことはどう
かと思いたが、毎年々々少しずつても本格の方
が良いんじゃないかと思いたが。

議長～暫休憩いたします。(午後2時34分)

議長～再開いたします。(午後2時35分)

議長～日程第4、議案第51号、1965年度直野橋市才入才
出追加更正予算については、質疑の段階において結
議にしたいと思いたが、御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませぬので、左様決定いたします。

議長～次は日程第5、議案第11号、公営保育所設置方
についてを上程いたします。一応局長をして開議せしめま

したが、それについてはどうお考えですか。

議長～6番、8番、14番、10番議員の出席を報告します。

助 役～タールは装の件につきましては、技術員もそういう研究会がある度に派遣しているのですが、今の所車の通らん様な所では或る程度良いんじゃないかというふうにいわれているのでありますが、然し車の通る様な所においては、維持・長持ちという点からしましては、研究して行く段階でないかといわれておりまして、特に政府としてもそういう研修会とか、そういうことをもつてまだ政府自体としてもテストコース的に実施されたことはございますが、成果についてはまだ出ておりませんしまた聞く所によりますと本格は装の方が、金銭的に一挙に出米ないものだから簡便法として、そういうふうなものも取り挙げられているんだが、やつて見て後の方は、そう思わしくないということも聞いておりますので、どつちかという、一挙に本装をやるといふことはどうかと思いますが、毎年々々少しずつやつても本装の方が良いんじゃないかと思えます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時34分)

議長～再開いたします。(午後2時35分)

議長～日程第4、議案第51号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算については、質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～次は日程第5、原簿第11号、公営保育所設置方原簿についてを上程いたします。一応局長をして朗読せしめます

議長～本陳情につきましては別に口頭による陳情は受けておりません。

議長～暫休いたします。(午後2時41分)

議長～再開いたします。(午後2時45分)

議長～本陳情に対する質疑を求めます。

4番～本陳情中に本市が既に健康都市の宣言をした時に大きく今後の推進目標の中にうたわれておりますが、当局としてあの推進目標をどの程度進めつつあるか、それについて御説明願います。他の面はよろしゅうございますので、これに関係した項目だけで良いですか。

助役～これに関係したものと申しますと結局は作る、作らないの問題になると思いますが、65年度においても同様としてはもつていたのですが、結局は出来ない様な状態になつた訳でありますので、66年度はどうしても取り上げて取組んで行かなければいけないかと思う訳であります。

4番～65年度には取上げて努力はしたんだが出来なかつたという訳ですか。それじゃ出来なかつた理由は何処にあったか、それについて又どの程度まで進めたんだが、それが出来なかつたのか、その辺はつきり分りませんのでもう少し具体的に御説明願います。

助役～実は取組んで、下げて検討がされなかつたという事で、特に又当初予算の方では当初予算の審議の方でも御説明申上げました様に結局健康都市宣言に対する予算の裏付け云々の御指摘を受けた訳でございますが、その後活動的に進めて予算の方の裏付もして行くんだということはお答えいたしましたのですが、この問題につきましては、そういう所までは至っておりません。

議長～本陳情につきましては別に口頭による陳情は受けておりません。

議長～暫休憩いたします。(午後2時41分)

議長～再開いたします。(午後2時45分)

議長～本陳情に対する質疑を求めます。

4 番～本陳情中に本市が先に健康都市の宣言をした時に大きく今後の推進目標の中にうたわれておりますが、当局としてあの推進目標をどの程度進めつつあるか、それについて御説明願います。他の面はよろしゅうございますので、これに関係した項目だけで良いですから。

助 役～これに関係したものと申しますと結局は作る。作らないの問題になると思いますが、65年度においても構想としてはもっていたのでありますが、結局は出来ない様な状態になった訳でありますので、66年度はどうしても取り上げて取組んで行かなければいけないのではないかと思う訳であります。

4 番～65年度には取上げて努力はしたんだが出来なかつたという訳ですか。それじや出来なかつた理由は何処にあつたか、それについて又どの程度まで進めたんだが、それが出来なかつたのか、その辺がぼつきり分りませんのでもう少し具体的に御説明願います。

助 役～実は取組んで、掘り下げて検討がされなかつたという事で、特に又当初予算の方では当初予算の審議の方でも御説明申し上げました様に結局健康都市宣言に対する予算の裏付け云々の御指摘を受けた訳でございますが、その後の活動に乗せて予算の方の裏付もして行くんだということはお答えいたしましたのですが、この問題につきましては、そういう所までは至っておりません。

10番～いつかの新聞で宜昌湾市に政府の保育所が割当てられておるんだが、地元の方が断つたという新聞がありました。それは事実でありますか。

助 役～事実でございます。

10番～断つた理由は。

助 役～今先上げましたように、この問題につきましての廻り下げでの検討はまだされておられませんので、結局日政援助でありますために元の土木費の問題でもありました。来年の3月までには完工しなければいけないということもあり、又その方が9月15日頃までに申請をしなければいけないというふうになりましたので、結局は当初予算の方では私達もやるんだという申込みはしてあつたんですが、突進の段階まで廻り下げることが出来なくて、結局は政府の方に今度は出来ないからといって断つたのは事実でございます。

4番～この保育所の設置に対して日政援助の程度はどの位であるか。

助 役～この方は日政の方が75%であります。

4番～そうすると後は市町村負担ですか。

助 役～はい、地元の負担です。

4番～政府の補助金はもらえませんか。

助 役～政府の方は今の所。

4番～そすると75%は援助を受けられるということであればこの規程等についてはどんなですか。

10番～いつかの新聞で宜野湾市に政府の保育所が割当てられておるんだが、地元の方が断つたという新聞がありました。それが事実でありますか。

助 役～事実でございます。

10番～断つた理由は、

助 役～今先甲上げましたように、この問題につきましての掘り下げでの検討はまだされておりませんので、結局日政援助でありますために元の土木費の問題でもありました様に来年の3月までには完工しなければいけないということもあり、又その方が9月15日頃までに申請をしなければいけないというふうになりましたので、結局は当初予算の方では私達もやるんだという申込みはしてあつたんですが、実施の段階まで掘り下げることが出来なくて、結局は政府の方に今度は出来ないからといって断つたのは事実でございます。

4番～この保育所の設置に対して日政援助の程度はどの位であるか。

助 役～この方は日政の方が75%であります。

4番～そうすると後は市町村負担ですか。

助 役～はい、地元の負担です。

4番～政府の補助金はもらえませんか。

助 役～政府の方は今の所、

4番～そすると75%は援助を受けられるということであればこの規程等についてはどうですか。

127

助 役～規模の方は大体指定されておりまして、内部の経緯については政府の方で指示している様です。郵政にして約70坪、金額にしまして約1万金というふうになっております。

4 番～次年度では非実現したいという御意向の様でございますが、今からその準備を盛えないと又切迫づまづから折角計画しても出来ないということになると、又問題が起きますので、これについては、はつきりした見透しをつけての進め方であるのか、次年度においてもはつきり実現させるんだという見透しの下に目下そういう準備中であるかどうか。

助 役～そういうふうに進めております。

4 番～この陳情者は三明会となつておりますが、これはどういう団体ですか。当局は直接面接されたかどうか、そういうことについて簡単に御説明願います。

助 役～面接は受けておりません、又団体についてもどういう性格のものかもよく分かりません。

4 番～この陳情は当局にも来ておりますか。

助 役～この陳情は来ておりませんが、前にこれと同じ様な内容のものが来ております。

4 番～内容が同じであれば当局としてもこの陳情の趣旨に沿うて何んとか普処するという様なことは確かに必要じゃないかと思ふ訳であります。その場合成べく陳情者の方々も呼べるなら呼んでもらつて、そして良く話合つて行くのが当局に課せられた責務だというふうにか考えます。が、全然この問題についてそういう方々とも会つてないということは、どういう理由でございますか。

助 役～別に理由はありません、まだ会つてないというだけであ

助 役～規模の方は大体指定されておりまして、内部の精算については政府の方で指示している様です。坪数にして約70坪・金額にしまして約1万5というふうになっております。

4 番～次年度で是非実現したいという御意向の事でございますが、今からその準備を遅れないと又切迫まつてから折角計画しても出来ないということになると、又問題が起きますので、これについては、はつきりした見直しをつけての進め方であるのか、次年度においてもはつきり実現させるんだという見直しの下に目下そういう準備中であるかどうか。

助 役～そういうふうに進めております。

4 番～この陳情者は三月会となつておりますが、これはどういう団体ですか。当局は直接面談されたかどうか、そういったことについて簡単に御説明願います。

助 役～面談は受けておりません、又団体についてもどういう性格のものかもよく分かりません。

4 番～この陳情は当局にも来ておりますか。

助 役～この陳情は来ておりませんが、前にこれと同じ様な内容のものが来ております。

4 番～内容が同じであれば当局としてもこの陳情の趣旨に沿うて何んとか普処するという様なことは確かに必要じゃないかと思う訳であります、その場合成るべく陳情者の方々も呼べるなら呼んでもらつて、そして良く話合つて行くのが当局に課せられた責務だというふうに考えますが、全然この問題についてそういう方々とも会つてないということは、どういふ理由でございますか。

助 役～別に理由はありません。まだ会つてないというだけであ

ります。

4 番～会わないという意味ですか。

助 役～そういう意味ではありません。

議 長～他に質疑があれば、進行してよろしゅうございますか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本陳情に対する質疑を打ち
切ることいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時18分)

議 長～再開いたします。(午後3時19分)

議 長～本陳情に対する討論を求めます。

4 番～質疑の段階において当局にこの問題についての関心
現在の考え方について一応見解を聞きました所、目下そ
の実現に努力をなされているんだと、次年度においては
何んとか実現したいといった様な意欲もある様でござい
ますので、大變時宜に聞した陳情かと思っております。
そういう観点において本陳情を採択いたしまして、当局
をして早期に実現してもらふ様に本議会において当局に
進言したいと思ひます。

議 長～他にありませんか、なければ討論を打ち切りたと思ひま
すが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第11号、公營保育所の設置方についてを表決

ります。

4 番～会わないという意味ですか。

助 役～そういう意味ではありません。

議 長～他に質疑があれば、進行してよろしゅうございますか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本陳情に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～暫休いたします。(午後3時10分)

議 長～再開いたします。(午後3時19分)

議 長～本陳情に対する討論を求めます。

4 番～質疑の段階において当局にこの問題についての関心度向現在の考え方について一応見解を聞きました所、目下その実現に努力をなさっているんだと、次年度においては何んとか実現したいといった様な意欲もある様でございますので、大要時宜に即した陳情かと思っております。そういう観点において本陳情を採択いたしまして、当局をして早期に実現してもらふ様に本議会において当局に進言したいと思います。

議 長～他にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では陳情第11号、公営保育所の設置方についてを表決

に付します。

採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、陳情第11号、公営保育所の設置方については、採択することに決定いたします。向本陳情書は当冊に送付することにいたします。

議長～日程第7、議案第52号、直島市印かん条例設定についてを議題といたします。一応局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役～現在も取扱い条例はございますが、現行条例ではどうしても、その運用上思わぬ所で市民に差障りかけるといふ点も考えられるし、又これは市町村自治法第11条第1項の方で市町村の事務を行うにおいて法令の許す範囲において条例に規定して事務を行うというふうになつておりますが、これについて規範としては別に差支えはありませんが、本土あたりでもこれの取扱いについての問題も研究しまして、今後この種に改正して行つた方が望ましいという観点に立ちまして提案してありますので、よろしく御審議の程をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、疑問をもちたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第8、陳情第12号、普天間中校区青少年健全育成

に付します。
採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、陳情第11号、公営保育所の設置方については、採択することに決定いたします。同本陳情書は当局に送付することいたします。

議 長～日程第7、議案第5号、宜野湾市印かん条例設定についてを議題といたします。一応局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助 役～現在も取扱い条例はございますが、現行条例ではどうしても、その運用上思わぬ所で市民に迷惑をかけるという点も考えられるし、又これは市町村自治法第11条第1項の方で市町村の事務を行うにおいて法令の許す範囲において条例に規定して事務を行うというふうになつておりますが、これについて規範としては別に差支えはありませんが、本土あたりでもこれの取扱いについての問題も研究しまして、今後この様に改正して行つた方が望ましいという観点に立ちまして提案してありますので、よろしく御審議の程をお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第8、陳情第12号、普天間中校区青少年健全育成

モデル地区指定研究会への助成金交付方陳情についてを議題といたします。一応局長をして朗読せしめます。

議長～本陳情につきましては、普天間中学校長の新垣良彦先生並びに社会教育主事の稲葉実二郎先生にお会いして、説明を受けております。本研究会は地域社会を中心としたもので社会教育の分野に属する性格をもつものであるもので、民生事業の一端として助成して戴きたいという御説明でございましたが、尚市への負担は出来るだけさげようという考えであつた様であります。教育委員会の方へ運営費用の助成を御願ひした様であります。500万までしか出せないという訳で社会教育の問題でもございまして、という意味で助成を御願ひしたいということもございました。この点につきましては研究会長の武島行男議員の御説明を御願ひしようと思いましたが、今日は御出席しておりませんので、質疑の段階でいろいろお話ししたいと思つたので、本陳情に対する質疑を求め

議長～暫休憩いたします。(午後4時40分)

議長～再開いたします。(午後4時55分)

議長～本陳情は質疑の段階において説明を済ませたいと思つておりますが、御質疑ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御質疑がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時56分)

議長～再開いたします。(午後4時57分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、本日の会議を閉ずことにいたします。尚明日は午前10時より再開することいたします。

議長～散会(午後4時58分)。

モザル地区指定研究会への助成金交付方陳情についてを
議題といたします。一応同長をして朗読せしめます。

議 長～本陳情につきましては、普天間中学校校長の新垣良康先生
並びに社会教育主事の福英二郎先生をお会いして、
説明を受けております。本研究会は地域社会を中心とし
たもので社会教育の分野に属する性格をもつものである
ので、民生事業の一環として助成して載きたいという御
説明でございましたが、同市への負担は出来るだけさけ
ようという考えであつた様であります。教育委員会の方
へ運営費用の助成を御願した様であります。500
千までしか出せないという事で社会教育の問題でもある
し、という意味で助成を御願したいということでもござ
いました。この点につきましては研究会長の武島行男議
員の御説明を御願しようと思いましたが、今日は都合
で出席しておりませんので、質疑の段階でいろいろ審議
したいと思っております。本陳情に対する質疑を求めます

議 長～習休いたします。(午後4時40分)

議 長～再開いたします。(午後4時55分)

議 長～本陳情は質疑の段階において総論審議にしたいと思いま
すが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～習休いたします。(午後4時56分)

議 長～再開いたします。(午後4時57分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちま
して、本日の会議を閉ずことにいたします。同明日は午
前10時より再開することいたします。

議 長～散会(午後4時58分)